

公益財団法人横浜市芸術文化振興財団遺贈寄附取扱要綱

制 定 令和8年2月16日

(目 的)

第1条 この要綱は、公益財団法人横浜市芸術文化振興財団(以下「財団」という。)が受入れる遺贈寄附の取扱いに関し必要な事項を定め、その適正な運用に資することを目的とする。

(定 義)

第2条 この要綱における遺贈寄附とは、民法(明治29年法律第89号)第964条の規定に基づく遺贈により、個人が生前にその財産の一部を、財団が実施する公益目的事業を財政的に支援する目的で財団に寄附する内容の遺言書を作成し、死亡後に遺言内容に基づき実行される寄附のことを言う。

(受入れる財産の種類)

第3条 遺贈寄附において財団が受入れる財産の対象は、現金(円貨)とする。

(受入れ基準)

第4条 財団は、原則として遺贈寄附の内容が次の各号に掲げる全ての基準に該当する場合、受入れることができるものとする。

- (1) 特定遺贈(財産を特定して遺贈する方法)であること。
- (2) 公正証書遺言による遺贈であること。
- (3) 財団を遺言執行者に指定していないこと。
- (4) 遺言執行を適切に遂行する専門性を有する者が、遺言執行者に指定されている遺贈であること。
- (5) 遺留分を侵害するおそれがないこと。なお、遺言執行時には、遺言執行者にその旨を確認できること。
- (6) 財団への負担付遺贈でないこと。
- (7) 本遺贈を含む相続において相続人等で係争が発生していない、または発生するおそれがないこと。
- (8) 遺言により用途の特定がある遺贈寄附の場合は、その用途目的が財団の定款第4条に定める公益目的事業の範囲であること。
- (9) 受入れにおいて、次に掲げる条件等が付されていないこと。

ア 遺贈により財産を寄附する者（以下「遺贈者」という。）に対し、遺贈寄附の対価として何らかの利益または便宜を供与すること。

イ 遺贈者が、次に該当する場合

① 横浜市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 条）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 4 号に規定する暴力団員等、同条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第 7 条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者。

② 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 23 条第 1 項または第 2 項に違反している事実がある者。

ウ その他寄附の受入れの決定者が財団の運営上支障があると認めた場合。

(10) 遺贈寄附を受入れることにより財団の業務、財政、又は名誉に負担若しくは支障が生じないと認められるとき、または、遺贈寄附が財団定款第 3 条に定める目的の達成に資するものであると判断されるとき。

（審査委員会の設置）

第 5 条 遺贈寄附の受入れ及び用途について適正な管理をするために「寄附金審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を置く。

2 審査委員会に必要な事項は、別に定める。

（受入れの決定）

第 6 条 遺贈寄附の受入れ決定は、原則として遺言執行の時に行うものとし、決定者は財団事務決裁規程に基づくものとする。

(提出資料)

第7条 遺贈寄附の受入れ可否を判断するにあたり、遺言執行者は、次の各部分を含む公正証書遺言の写しを財団に必ず提出するものとする。

- (1) 財団への特定遺贈の記載がある部分
- (2) 遺言書の表題部分（作成日・作成者・公正証書遺言であることが確認できる部分）
- (3) 遺言執行者の記載がある部分

ただし、公正証書遺言に遺言執行者の記載がない場合、または記載内容に変更がある場合は、遺言執行者の選任を証する書類を別途提出すること。

2 前項のほか、財団は次に掲げる書類について提出が可能な範囲で、遺言執行者に提出を求める場合がある。

- (1) 遺贈者（被相続人）の相続人関係を示す相続関係図（法定相続情報一覧図等）
- (2) 遺贈者（被相続人）の死亡を証する書類（死亡届受理証明書、除籍謄本等）
- (3) 寄附財産の内容が確認できる資料（預金通帳の写し、残高証明書等）
- (4) その他財団が必要と認める資料

(遺贈者氏名の公表)

第8条 遺贈寄附を受入れた場合、遺贈者氏名の公表については、遺言執行者を通じて相続人へ氏名公表の可否について書面により確認を行うものとする。

2 前項の確認が困難な場合、または意思が不明確な場合は、遺贈者の氏名は公表しないものとする。

(遺贈寄附の取扱)

第9条 遺言により用途の特定がある遺贈寄附については、遺贈者の意思に従い、適正な必要経費を控除した残額を特定された公益目的事業への用途に使用するものとする。

(寄附金の運用)

第10条 理事長は第1条の定めにより、遺贈寄附の安全、確実、かつ有利な運用に努めなければならない。

- 2 遺贈寄附の運用から生ずる収益は、財団収支予算書に計上しなければならない。
- 3 遺贈寄附による現金は金融機関への預金、その他最も確実及び有利な方法により保管しなければならない。
- 4 遺贈寄附の運用方法については、財団財産運用要綱に基づくものとする。

(寄附金受領証明書の送付)

第11条 遺贈寄附を受領し、当該遺贈寄附の遺言執行者より依頼があったときは、遅滞なく「寄附金受領証明書（第1号様式）」を遺贈者に発行するものとする。

2 前項の寄附金受領証明書には、財団の事業に関連する寄附金である旨、寄附金額及びその受領年月日、必要に応じて遺贈寄附が発生した日（被相続人の死亡の日）を記載するものとする。

(経理責任者等)

第12条 財団経理規程第6条による経理責任者を置き、経理責任者の事務を補助させるため、遺贈寄附の経理主任を置く。

(入金及び資金移動)

第13条 経理責任者は、遺贈寄附による寄附金の入金が完了したとき、並びに寄附金の払出しについては、財団経理規程に基づき、遅滞なく資金移動に努めなければならない。

(帳簿)

第14条 経理責任者は、遺贈寄附による寄附金の状況を記録する。また、経営企画・ACYグループは、遺贈寄附の内容について寄附金取扱要綱第14条の規定に基づいて管理するものとする。

(感謝状)

第15条 遺贈寄附の受領後は、遺言執行者に宛先および発行の要否を確認したうえで、希望があった場合には感謝状を発行するものとする。

(情報公開)

第16条 遺贈寄附情報の公開及び提供については、財団の保有する情報の公開に関する規程に基づくものとする。

(個人情報保護)

第17条 遺贈寄附に関する個人情報については、財団の個人情報の保護に関する規程に基づき、細心の注意を払って情報管理に努めるものとする。

(委 任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、事務局長が別に定める。

附 則（施行期日）

この要綱は、令和8年3月1日から施行する。